

宮崎県東京ビル管理規則をここに公布する。

宮崎県東京ビル管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県東京ビル及びその敷地（以下「東京ビル」と総称する。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「宮崎県東京ビル」とは、東京都千代田区九段南4丁目8の2に所在する宮崎県東京職員寮、宮崎県東京学生寮及び職員宿舎を包含する建物をいう。

(管理者)

第3条 宮崎県東京事務所長（以下「東京事務所長」という。）は、東京ビルの管理に関する事務を総括する。

(防火管理者)

第4条 東京事務所長を、東京ビルの消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者とする。

2 何人も、東京事務所長が東京ビルに関して定める防火管理規程を遵守しなければならない。

(行為の許可)

第5条 東京ビルにおいて次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、あらかじめ、東京事務所長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、保険の勧誘その他これらに類する行為をすること。
- (2) 旗、幕、ビラ、はり紙及び宣伝板その他これらに類する物を掲揚し、掲示し、配布し、又は散布すること。
- (3) 講演、演劇、集会その他の行事を行なうこと。
- (4) 施設、設備等を設けること。

(行為の禁止)

第6条 何人も、東京ビルにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 正当な理由がなく凶器その他人身又は施設設備に危害を及ぼすおそれのある物品を持ち込むこと。
- (2) 寄付若しくは面会を強要し、又は押売をすること。

- (3) 所定の場所以外に汚物又はごみ等を捨てること。
- (4) けん騒にわたる行為その他東京ビルの利用を妨げる行為をすること。
- (5) 通行の妨げとなる行為をすること。
- (6) その他東京ビルの管理を妨げる行為をすること。

(東京事務所長への委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、東京ビルの管理に関し必要な事項は、東京事務所長が定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月10日から施行する。